

令和元年度 文教委員会資料③

【所管事務の調査（報告）】

支所を含めた川崎区全体の機能・体制の検討における考え方について

資料

支所を含めた川崎区全体の機能・体制の検討における考え方

市 民 文 化 局

（令和元年5月31日）

1 「区役所と支所・出張所等の機能再編実施方針改定版」(平成30年3月策定)

(1) 川崎区役所等における主な課題

ア 専門的・機動的な保健・福祉サービス提供体制の構築

- 生活困窮や疾病・障害をはじめとした複合的な課題がある家庭も多いため、より高度で専門的かつ機動的な対応が必要
- 区役所と支所・地区健康福祉ステーションでは、所管区域や所管業務、専門職の配置等に違いがあり、支援に至るまでの体制づくりや機動性に差異がある状態
- 所管区域をまたがった事象も発生

イ 窓口サービス提供体制のわかりにくさの解消

- 川崎区役所と大師・田島支所の取り扱う業務に違いがあり、複雑でわかりにくい窓口体制

ウ 地域包括ケアシステムにおける地域づくりと地域振興業務の連携

- 地域活動や地域のコミュニティづくりを促し、活性化するという点から、区役所の地域包括ケアシステム構築の取組と支所・出張所業務とのより効率的・効果的な連携等について検討

エ 地域防災機能の強化

- 支所・出張所等の災害時の役割を改めて見直すことが必要
- 被害の軽減には市民の自助に加え、住民同士の共助(互助)が必要

オ 庁舎の老朽化対策

(2) 今後の方向性と取組

ア 区役所

【方向性】「区役所改革の基本方針」に基づく取組を今後も進めていく。また、関連計画や周辺のまちづくりと整合した取組を推進する。

(ア) わかりやすい窓口サービスの提供と共に支え合う地域づくりの推進
(地域包括ケアシステムの構築、地域防災機能の強化等)

(イ) 川崎区役所庁舎の移転・整備の見直し

イ 支所・地区健康福祉ステーション

【方向性】支所を含めた川崎区全体として機能・体制を再編・強化し、さまざまな状況の変化や困難な課題に的確に対応した取組を推進する。

(ア) 支所を含めた川崎区全体の機能・体制の検討

- 区役所と両支所間の情報共有・連携で生じている課題の解消や、多職種連携体制の強化、市民の利便性や効率性の確保など、支所を含めた川崎区全体として機能・体制を再編・強化することが重要
- より専門的かつ一体的な支援や、わかりやすい窓口サービスを受けることができるようにする

(イ) 地域包括ケアシステムにおける地域づくりと地域振興業務の連携・推進

- 区全体としての地域振興業務や地域包括ケアシステム構築の取組とも連携を図りながら、地域の実情に即した機能・体制について検討

(ウ) 「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての活用策の検討

- これまで以上に「身近な活動の場」や「地域の居場所」として活用していけるよう、施設の位置付けや必要な環境の整備

(エ) 地域防災機能の検討

- 支所の防災上の活用方法、発災時の初期段階の情報収集や広報機能等の強化、周辺住民や帰宅困難者等の来庁に備えた備品の整備について検討

(オ) 支所庁舎等の整備の検討

- 第2期実施計画期間中に、大師分室を含めた支所庁舎の具体的な調査・検討に着手

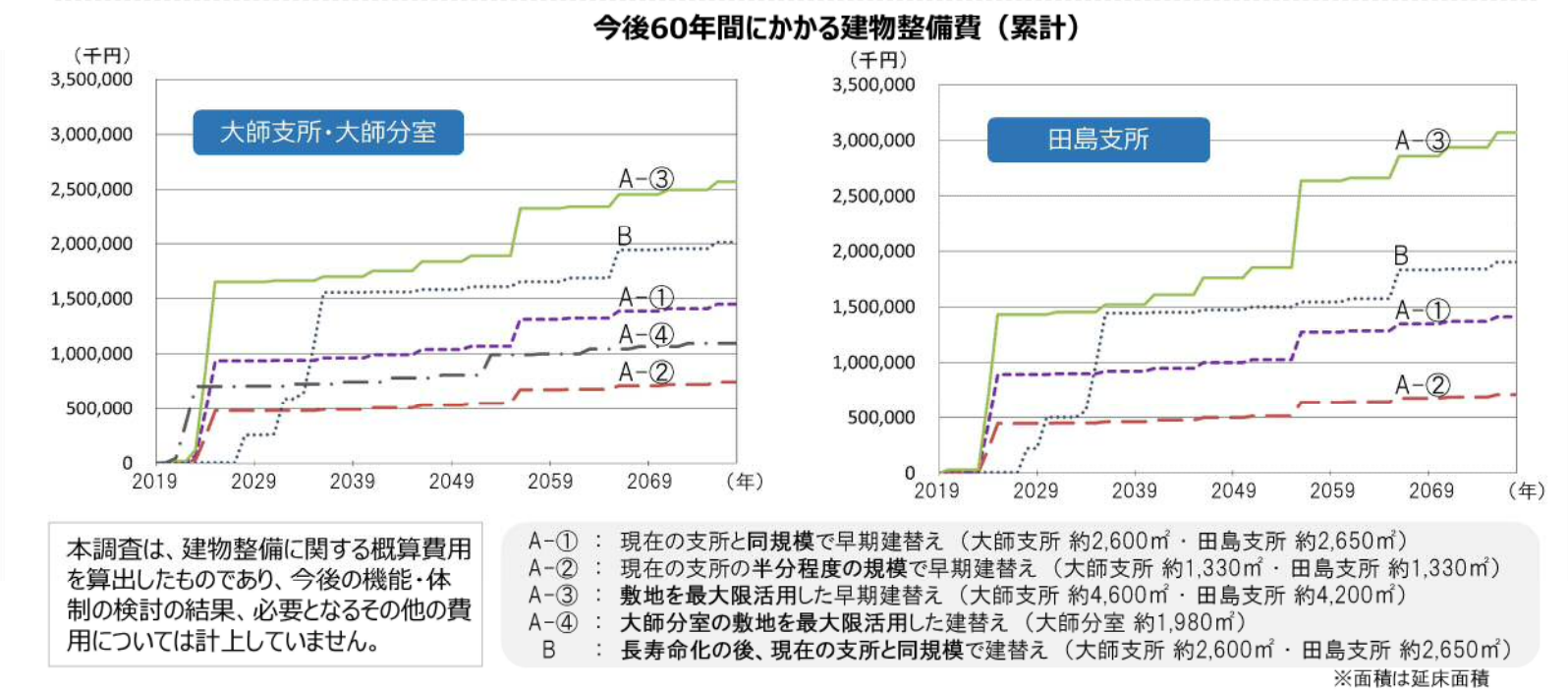
2 「区役所と支所・出張所等の機能再編実施方針改定版」策定後の状況について

(1) 「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく取組の推進

- 平成31(2019)年3月策定の「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」では、「誰もが気軽に集える出会いの場として、官民間問わず、多様な地域資源を活用し、『まちのひろば』を創出することとしています。
- 同じく「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」では、「地域での様々な新しい活動や価値を生み出し、社会変革(ソーシャルイノベーション)を促す基盤(プラットフォーム)」である「ソーシャルデザインセンター」を創出することとしています。また、市民活動コーナー(区民活動支援コーナー)については「ソーシャルデザインセンター」との機能分担または「ソーシャルデザインセンター」の一部機能としての再構築を検討することとしています。
- 支所においては、「区役所と支所・出張所等の機能再編実施方針改定版」で、共に支え合う地域づくりを推進する身近な地域の拠点の1つとして、これまで以上に「身近な活動の場」や「地域の居場所」として活用していくことを検討しておりますが、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」における「まちのひろば」や「ソーシャルデザインセンター」の考え方を踏まえながら、検討を進める必要があります。

(2) 支所庁舎の基礎調査

- 支所を含めた川崎区全体の機能・体制の検討とあわせて、効果的・効率的な庁舎整備を検討していくための基礎資料とするため、平成30(2018)年度に支所庁舎の基礎調査を行いました。
- 既存建物調査*1では、大師・田島支所については、それぞれ築44年が経過し、全体的に劣化が進行しており、大規模修繕が必要となるまで、部位によっては最短で9~10年ほどの結果が出ました。また、大師分室に関しては、築53年が経過し、全体的に劣化が進行しており、大規模修繕が必要となる年数(最短で9~10年ほど)と、目標耐用年数の築60年が非常に近接しているため、大規模修繕によるコスト削減効果が認められないとの結果が出ています。*1-「学校施設の長寿命化の手引き」(文部科学省)に基づき実施
- 既存建物調査を踏まえて、大師・田島支所庁舎を、早期に建て替えた場合と、長寿命化し築60年まで活用の後、建て替えた場合の仮修繕計画・建替え工程を立て、想定費用を試算*2比較したところ、大師支所、田島支所とも敷地を最大限活用する場合は、長寿命化をする場合より累計費用が高くなりますが、さらに1,500~2,000㎡の床面積を確保することが可能との結果が出ました。このため、周辺の公共施設との複合化等により、維持管理の効率化が図られるとともに、機能の相互連携やフレキシブルな空間利用といった相乗効果が生まれる可能性があります。また、現在と同規模以下で建替えを行った場合は、長寿命化をする場合より累計費用が低くなるとの結果が出ました。この場合、機能再編にあわせて、必要な規模・諸室の建物を新たに整備することにより、空間の有効活用や維持管理の効率化が期待できます。*2-「平成17年版 建築物のライフサイクルコスト」(国土交通省)に基づき試算



(3) 平成30年度包括外部監査の結果

- 平成30(2018)年度の地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査では、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度等に係る財務事務の執行をテーマに監査が行われ、区役所及び支所・地区健康福祉ステーションの業務範囲について、「実施件数が少ない業務や減免の判定といった判断を伴う複雑な業務は、なぜその業務を支所・地区健康福祉ステーションで行う必要があるのか、区役所で一括して実施した方が業務効率の改善や業務品質の確保に寄与するのではないか、市民を区役所に誘導することがどれだけの市民サービスの低下を招くのか等を多角的に検討し、川崎市全体で最も効率的に業務を実施できるように、各区役所及び支所・地区健康福祉ステーションの業務範囲や人員配置の見直しを検討する余地がある」との意見が示されました。

3 支所を含めた川崎市全体の機能・体制の検討における考え方

(1) 検討すべき課題と方向性

ア 検討すべき課題

- 川崎市では生活保護受給者をはじめ、保健・福祉サービスを必要とする市民の数が市内で最も多いことに加え、これらの中には困難な状況が複数重なっていたり、川崎市役所と両支所の管区をまたがった事象が発生したりするケースもあるなど、より専門的かつ機動的な支援が必要な状況です。
- 現状の機能・体制に起因する窓口体制の分かりにくさなども解消する必要があります。
- 地域包括ケアシステムの構築や「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」などの既存施策を踏まえた取組を進め、共に支え合う地域づくりを推進していくことも重要です。

イ 検討の方向性

- 左記のようなさまざまな状況や困難な課題に的確に対応するためには、支所を含めた川崎市全体の機能・体制の再編・強化と、支所庁舎の基礎調査の結果を踏まえた、庁舎整備に向けた取組を進める必要があります。

(2) 今後の主な検討の視点

ア 現状の課題解決に向けた区役所と支所・地区健康福祉ステーションの機能・体制の検討

- どの所管区域にお住まいの方に対しても、時機を捉えた支援ができるよう、専門的・機動的な保健・福祉サービス提供体制の構築について検討を行います。
- 今まで以上に直接的な市民サービスに充てる時間を確保できるよう、3管区に分散している業務の見直しについて検討を行います。
- 分かりやすい窓口サービス提供体制となるよう、お住まいの区域で手続きの窓口が異なる複雑な体制の解消について検討を行います。

イ 既存施策等を踏まえた支所機能の検討

- 区全体の地域振興業務や地域包括ケアシステム構築の取組とも連携が図れるよう、支所機能の検討を行います。
- 「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」における「まちのひろば」や「ソーシャルデザインセンター」の考え方を踏まえ、支所庁舎を「身近な活動の場」や「地域の居場所」として活用していくことについて検討を行います。
- 支所の防災上の活用方法、発災時の初期段階の情報収集や広報機能等の強化、周辺住民や帰宅困難者等の来庁に備えた備品の整備について検討を行います。

ウ 機能・体制の検討や基礎調査の結果を踏まえた支所庁舎の整備等の検討

- 市民が安心して快適に利用できる庁舎環境を確保するため、機能・体制の検討や基礎調査の結果を踏まえて、建替えも含めた支所庁舎の整備や大師分室敷地の活用について検討を行います。

(3) 今後のスケジュール

- 令和元(2019)年6月以降
町内会等関係団体へ説明
- 令和元(2019)年11月
「(仮称)川崎市役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針(案)」の公表
- 令和元(2019)年11~12月
パブリックコメント実施、地域説明会の開催
- 令和2(2020)年3月
「(仮称)川崎市役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針」の策定
- 令和2(2020)年4月~
基本方針に基づく取組の推進

【参考】区役所及び支所(地区健康福祉ステーション)の取扱業務と位置

1 川崎市役所

【主な取扱業務】

- 戸籍、住民基本台帳等の手続き及び証明書発行
- 国民健康保険、国民年金等に関する手続き
- 医療、保健等に関する手続き・相談(保健所支所業務)
- 生活保護、児童、母子・父子、障害者、高齢者等の福祉に関する手続き・相談(福祉事務所業務)
- 地域住民組織の振興、市民活動支援
- 防災、防犯
- 選挙、統計



・平成2(1990)年竣工
・敷地面積 5,673.25㎡
(うち市の持分割合1005.93㎡)
・延床面積 6,600.34㎡

2 大師支所(地区健康福祉ステーション)

【主な取扱業務】

- 戸籍、住民基本台帳等の手続き及び証明書発行
- 国民健康保険、国民年金等に関する手続き
- 生活保護、児童、母子・父子、障害者、高齢者等の福祉に関する手続き・相談(福祉事務所業務)
- 地域住民組織の振興、市民活動支援
- 防災、防犯
- 統計



・昭和50(1975)年竣工
・敷地面積 2,323.76㎡
・延床面積 2,588.34㎡

3 田島支所(地区健康福祉ステーション)

【主な取扱業務】

- 戸籍、住民基本台帳等の手続き及び証明書発行
- 国民健康保険、国民年金等に関する手続き
- 生活保護、児童、母子・父子、障害者、高齢者等の福祉に関する手続き・相談(福祉事務所業務)
- 地域住民組織の振興、市民活動支援
- 防災、防犯
- 統計



・昭和50(1975)年竣工
・敷地面積 2,375.74㎡
・延床面積 2,644.32㎡

4 大師分室 ※旧大師健康ランチ

【現在の庁舎の利用状況】

「大師中央地域包括支援センター」の事務所、
大師支所会議室(地域福祉活動団体等の利用)、
区役所倉庫として暫定利用



・昭和41(1966)年竣工
・敷地面積 991.73㎡
・延床面積 996.43㎡

